



宮 崎 県 公 報

平成28年5月19日(木曜日) 第 2795 号

発 行 宮 崎 県

印 刷 宮 崎 市 旭 1 丁 目 6 番 25 号
K・Pクリエイションズ株式会社

発 行 定 日 毎 週 月 ・ 木 曜 日
購 読 料 (送 料 共) 1 年 37,200 円

目 次

告 示

- 議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例第5条の2第1項及び第5条の3第1項の規定に基づき知事が定める額の一部を改正する告示…………… (人事課) 1
- 議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例第10条の2の規定に基づき知事が定める金額の一部を改正する告示…………… (") 2
- 生活保護法に基づく医療機関の指定…………… (福祉保健課) 3

頁

- 生活保護法に基づく指定医療機関の廃止の届出 (福祉保健課) 3
- 指定自立支援医療機関 (精神通院医療) の指定 (障がい福祉課) 3
- 指定自立支援医療機関 (精神通院医療) の名称及び所在地の変更…………… (") 3
- 家畜伝染病発生の届出…………… (家畜防疫対策課) 3
- 道路の供用の開始…………… (道路保全課) 4
- 土砂災害警戒区域の指定の解除…………… (砂防課) 4

公 告

- 土地改良区の定款変更の認可…………… (農村整備課) 4
- 入札公告…………… 4
- 公安委員会公告
- 警備員等の検定の実施について (2件) …… 5

告 示

宮崎県告示第 364号

議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例第5条の2第1項及び第5条の3第1項の規定に基づき知事が定める額 (平成4年宮崎県告示第560号) の一部を次のように改正する。

平成28年5月19日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前			改正後		
議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例第5条の2第1項及び第5条の3第1項の規定に基づき知事が最低限度額として定める額及び最高限度額として定める額は、次の表の左欄に掲げる年齢階層の区分に応じ、それぞれ同表の中欄に掲げる額及び同表の右欄に掲げる額とする。			議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例第5条の2第1項及び第5条の3第1項の規定に基づき知事が最低限度額として定める額及び最高限度額として定める額は、次の表の左欄に掲げる年齢階層の区分に応じ、それぞれ同表の中欄に掲げる額及び同表の右欄に掲げる額とする。		
年齢階層	最低限度額	最高限度額	年齢階層	最低限度額	最高限度額
20歳未満	4,475円	13,005円	20歳未満	<u>4,688円</u>	<u>13,207円</u>
20歳以上25歳未満	5,030円	13,005円	20歳以上25歳未満	<u>5,173円</u>	<u>13,207円</u>
25歳以上30歳未満	5,585円	13,573円	25歳以上30歳未満	<u>5,721円</u>	<u>13,589円</u>
30歳以上35歳未満	6,069円	16,192円	30歳以上35歳未満	<u>6,139円</u>	<u>16,312円</u>
35歳以上40歳未満	6,475円	18,680円	35歳以上40歳未満	<u>6,571円</u>	<u>18,803円</u>
40歳以上45歳未満	6,729円	21,472円	40歳以上45歳未満	<u>6,750円</u>	<u>21,355円</u>
45歳以上50歳未満	6,654円	23,984円	45歳以上50歳未満	<u>6,865円</u>	<u>23,924円</u>
50歳以上55歳未満	6,474円	25,191円	50歳以上55歳未満	<u>6,738円</u>	<u>25,214円</u>
55歳以上60歳未満	5,878円	24,139円	55歳以上60歳未満	<u>6,057円</u>	<u>24,747円</u>
60歳以上65歳未満	4,731円	19,385円	60歳以上65歳未満	<u>4,916円</u>	<u>19,935円</u>
65歳以上70歳未満	[略]	15,991円	65歳以上70歳未満	[略]	<u>15,579円</u>
70歳以上	[略]	13,005円	70歳以上	[略]	13,207円

附 則

(施行期日等)

- 1 この告示は、公表の日から施行し、この告示による改正後の議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例第5条の2第1項及び第5条の3第1項の規定に基づき知事が定める額 (以下「改正後の告示」という。) の表の20歳未満の項、20歳以上25歳未満

の項、25歳以上30歳未満の項、30歳以上35歳未満の項、35歳以上40歳未満の項、40歳以上45歳未満の項、45歳以上50歳未満の項、50歳以上55歳未満の項、55歳以上60歳未満の項及び60歳以上65歳未満の項の最低限度額並びに20歳未満の項、20歳以上25歳未満の項、25歳以上30歳未満の項、30歳以上35歳未満の項、35歳以上40歳未満の項、50歳以上55歳未満の項、55歳以上60歳未満の項、60歳以上65歳未満の項及び70歳以上の項の最高限度額の規定は、平成28年4月1日から適用する。

(経過措置)

- 2 改正後の告示の表の20歳未満の項、20歳以上25歳未満の項、25歳以上30歳未満の項、30歳以上35歳未満の項、35歳以上40歳未満の項、40歳以上45歳未満の項、45歳以上50歳未満の項、50歳以上55歳未満の項、55歳以上60歳未満の項及び60歳以上65歳未満の項の最低限度額並びに20歳未満の項、20歳以上25歳未満の項、25歳以上30歳未満の項、30歳以上35歳未満の項、35歳以上40歳未満の項、50歳以上55歳未満の項、55歳以上60歳未満の項、60歳以上65歳未満の項及び70歳以上の項の最高限度額の規定は、平成28年4月1日以後の期間に係る年金たる補償に係る補償基礎額及び同日以後に支給すべき事由が生じた休業補償に係る補償基礎額について適用し、同日前の期間に係る年金たる補償に係る補償基礎額及び同日前に支給すべき事由が生じた休業補償に係る補償基礎額については、なお従前の例による。

宮崎県告示第 365号

議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例第10条の2の規定に基づき知事が定める金額（平成8年宮崎県告示第1125号）の一部を次のように改正する。

平成28年5月19日

宮崎県知事 河野俊嗣

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前			改正後		
議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例第10条の2の規定に基づき知事が定める金額は、次の表の左欄に掲げる介護を要する状態の区分に応じ同表の中欄に掲げる介護を受けた日の区分ごとにそれぞれ同表の右欄に掲げる金額とする。			議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例第10条の2の規定に基づき知事が定める金額は、次の表の左欄に掲げる介護を要する状態の区分に応じ同表の中欄に掲げる介護を受けた日の区分ごとにそれぞれ同表の右欄に掲げる金額とする。		
介護を要する状態の区分	介護を受けた日の区分	金額	介護を要する状態の区分	介護を受けた日の区分	金額
常時介護を要する状態	1 [略]	その月における介護に要する費用として支出された費用の額（その額が <u>10万4,570円</u> を超えるときは、 <u>10万4,570円</u> ）	常時介護を要する状態	1 [略]	その月における介護に要する費用として支出された費用の額（その額が <u>10万4,950円</u> を超えるときは、 <u>10万4,950円</u> ）
	2 一の月に親族又はこれに準ずる者による介護を受けた日があるとき（その月に介護に要する費用を支出して介護を受けた日がある場合があるときは、当該介護に要する費用として支出された額が <u>5万6,790円</u> 以下であるときに限る。）。	月額 <u>5万6,790円</u> （新たに介護補償を支給すべき事由が生じた月においては、介護に要する費用として支出された額）		2 一の月に親族又はこれに準ずる者による介護を受けた日があるとき（その月に介護に要する費用を支出して介護を受けた日がある場合があるときは、当該介護に要する費用として支出された額が <u>5万7,030円</u> 以下であるときに限る。）。	月額 <u>5万7,030円</u> （新たに介護補償を支給すべき事由が生じた月においては、介護に要する費用として支出された額）
随時介護を要する状態	1 [略]	その月における介護に要する費用として支出された費用の額（その額が <u>5万2,290円</u> を超えるときは、 <u>5万2,290円</u> ）	随時介護を要する状態	1 [略]	その月における介護に要する費用として支出された費用の額（その額が <u>5万2,480円</u> を超えるときは、 <u>5万2,480円</u> ）
	2 一の月に親族又はこれに準ずる者による介護を受けた日があるとき	月額 <u>2万8,400円</u> （新たに介護補償を支給すべき事由が生じた月においては、介護に要する費用として支出された額）		2 一の月に親族又はこれに準ずる者による介護を受けた日があるとき	月額 <u>2万8,520円</u> （新たに介護補償を支給すべき事由が生じた月においては、介護に要する費用として支出された額）

あるとき（その月に介護に要する費用を支出して介護を受けた日がある場合にあつては、当該介護に要する費用として支出された額が2万8,400円以下であるときに限る。）。	が生じた月にあつては、介護に要する費用として支出された額)	あるとき（その月に介護に要する費用を支出して介護を受けた日がある場合にあつては、当該介護に要する費用として支出された額が2万8,520円以下であるときに限る。）。	が生じた月にあつては、介護に要する費用として支出された額)
---	-------------------------------	---	-------------------------------

附 則

(施行期日等)

- 1 この告示は、公表の日から施行し、この告示による改正後の議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例第10条の2の規定に基づき知事が定める金額（以下「改正後の告示」という。）の規定は、平成28年4月1日から適用する。
(経過措置)
- 2 改正後の告示の規定は、平成28年4月1日以後の期間に係る介護補償について適用し、同日前の期間に係る介護補償については、なお従前の例による。

宮崎県告示第 366号

生活保護法（昭和25年法律第 144号）第49条（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第30号）第14条第 4 項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により、医療扶助及び医療支援給付のための医療を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成28年 5月19日

宮崎県知事 河野俊嗣

名 称	所 在 地	指定年月日
ファン薬局 県立延岡病院前	延岡市新小路1丁目11番地5	平成28年4月18日
医療法人早田病院	延岡市高千穂通3748番地1	平成28年4月1日

宮崎県告示第 367号

生活保護法（昭和25年法律第 144号）第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第30号）第14条第 4 項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により、指定医療機関から次のとおり廃止した旨の届出があった。

平成28年 5月19日

宮崎県知事 河野俊嗣

名 称	所 在 地	廃止年月日
セントケア訪問看護ステーション延岡北	延岡市日の出町1丁目4-4 サンルートビル 102A	平成28年4月30日
早田病院	延岡市高千穂通3748番地1	平成28年3月31日

宮崎県告示第 368号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（

平成17年法律第 123号）第54条第2項の規定により、精神通院医療を行う指定自立支援医療機関を次のとおり指定した。

平成28年 5月19日

宮崎県知事 河野俊嗣

名 称	所在地	担当する医療の種類	指 定年月日
地方独立行政法人西都児湯医療センター	西都市	精神通院医療	平成28年5月1日
ファン薬局 県立延岡病院前	延岡市	薬局	平成28年5月1日
三股町訪問看護ステーションなごみ	三股町	訪問看護	平成28年5月1日

宮崎県告示第 369号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第 123号）第64条の規定により、精神通院医療を行う指定自立支援医療機関の名称及び所在地変更について次のとおり届出があった。

平成28年 5月19日

宮崎県知事 河野俊嗣

名 称	所在地	名 称・所在地		変 更年月日
		変更前	変更後	
ひむか薬局清武郵便局前店	宮崎市	きよたけ薬局	ひむか薬局清武郵便局前店	平成28年5月1日
		宮崎市清武町大字船引240-4	宮崎市清武町船引字原田240番の2の一部	

宮崎県告示第 370号

家畜伝染病予防法（昭和26年法律第 166号）第13条第1項の規定により、次のとおり家畜伝染病が発生した旨の届出があった。

平成28年 5月19日

宮崎県知事 河野俊嗣

家畜伝染病の種類	家畜の種類	患畜、疑似患畜の別	頭数	発生場所(区域)	発生年月日
ヨーネ病	牛	患畜	2	都城市	平成28年5月11日

宮崎県告示第 371号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 2 項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、平成28年 5 月19日から平成28年 6 月 2 日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成28年 5 月19日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

路線番号	道路の種類	路線名	区 間	供用開始の期日
207	県道	岩戸延岡線	延岡市北川町川内名字大鹿倉山 1 0649番 1 地先から同市同町川内名同字 10649番 1 地先まで	平成28年 5 月19日

宮崎県告示第 372号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第 7 条第 1 項の規定により平成19年宮崎県告示第 337号で指定した次の土砂災害警戒区域の指定を解除する。

なお、解除する土砂災害警戒区域の表示については、次の図のとおりとする。

平成28年 5 月19日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

市町村名	地 区 名	土砂災害警戒区域の箇所(溪流)番号	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
小 林 市	大年谷川 1	05- 363- 1 - 016	土 石 流
	大年谷川 2	05- 363- 1 - 017	土 石 流

（「次の図」は、省略し、その図面を宮崎県県土整備部砂防課及び小林土木事務所に備え置いて縦覧に供する。）

公 告

土地改良法（昭和24年法律第 195号）第30条第 2 項の規定により、大淀川左岸土地改良区（宮崎市）から平成28年 4 月11日付けで申

請のあった定款の変更を認可した。

平成28年 5 月19日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

入札公告

一般競争入札を次のとおり実施する。

平成28年 5 月19日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

1 競争入札に付する事項

- (1) 借入物品及び数量 交通事故分析システム 一式
- (2) 借入物品の特質等 仕様書による
- (3) 契約期間 平成29年 1 月 1 日から平成33年12月31日まで
- (4) 納入場所 仕様書による
- (5) 入札方法 (1)の借入物品について入札を実施する

。入札金額は、調達内容に係る一切の諸経費を含めた額とし、賃貸借料（保守料を含む。）の一月当たりの単価に契約期間月数を乗じた金額を記載すること。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載した金額に 100分の 8 に相当する金額を加算した金額（1 円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の 108分の 100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 契約に係る特約事項

- (1) この競争入札に係る契約（以下「本件契約」という。）は、長期継続契約を締結することができる契約を定める条例（平成17年宮崎県条例第81号）第 2 条第 1 項第 1 号の規定による契約であり、県は、上記 1 の(3)の契約期間において次に掲げる場合のいずれかに該当するときは、本件契約を解除するものとする。

ア 本件契約の相手方がその責めに帰すべき理由により本件契約に違反した場合

イ 本件契約の締結日の属する年度の翌年度以降において本件契約に係る県の歳出予算が減額又は削除された場合

- (2) 県は、(1)の契約の解除によって生じた本件契約の相手方の損害については、その賠償の責めを負わないものとする。

3 競争入札に参加する者に必要な資格

この競争入札に参加する資格を有する者は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

- (1) 物品の買入れ等の契約に係る競争入札の参加資格、指名基準等に関する要綱（昭和46年宮崎県告示第93号）に基づき競争入札参加資格者名簿に登録されている者であること。ただし、同要綱に基づく指名停止期間の決定を受けている者でないこと。
- (2) 納入する物品及び数量を確実に納入できる者であること。
- (3) 納入する物品の機能が仕様を満たし、当該物品を確実に設置、設定できると認められる者であること。
- (4) 本件の借入物品について、保守、点検、修理、部品の提供等のアフターサービスを納入先の求めに応じて速やかに提供できると認められる者であること。
- (5) 納入する物品を第三者をして貸付けしようとする者にとっては、当該物品を自ら貸付けできる能力を有するとともに、第三者をして貸付けできる能力を有することを証明した者であること、又は(2)～(4)を履行できる者と共同して当該物品を貸付ける

ことが可能であることを証明した者であること。

- (6) 経営者等（法人にあっては役員又は支社、支店若しくは営業所の代表者、個人にあってはその者又は支社、支店若しくは営業所の代表者をいう。）が、暴力団関係者（暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下この号において同じ。）又は暴力団（同法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この号において同じ。）若しくは暴力団員と交わりを持つ者をいう。）である者又は暴力団若しくは暴力団員が経営を支配し若しくは利用している者でないこと。
- (7) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (8) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更正手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立て（以下これらを「申立て」という。）がなされてない者であること。ただし、会社更生法に基づく更生手続開始又は民事再生法に基づく再生手続開始の決定を受けている者は、申立てがなされていない者とする。

4 入札参加資格等の審査

入札に参加しようとする者は、入札説明書に定める競争入札参加資格審査申請書に必要書類を添付して次の場所に提出しなければならない。

なお、入札者は、当該書類について説明を求められたときはこれに応じなければならない。

- (1) 提出場所 宮崎県警察本部警務部会計課用度係 宮崎市旭1丁目8番28号
郵便番号 880-8509 電話番号0985 (31) 0110
- (2) 提出期間 平成28年5月19日（木）から平成28年6月9日（木）まで
（土曜日及び日曜日を除く。午前9時から午後5時まで）
- (3) 提出方法 持参又は送付（郵送にあっては、書留郵便に限る。）により提出すること。
- (4) 審査結果の通知 入札参加資格の審査結果は、平成28年6月24日（金）までに通知する。

5 契約条項を示す場所及び期間

- (1) 場所 宮崎県警察本部警務部会計課用度係
- (2) 期間 平成28年5月19日（木）から平成28年6月27日（月）まで
（土曜日及び日曜日を除く。午前9時から午後5時まで）

6 入札説明書及び仕様書の交付

- (1) 場所 宮崎県警察本部警務部会計課用度係
- (2) 期間 平成28年5月19日（木）から平成28年6月9日（木）まで
（土曜日及び日曜日を除く。午前9時から午後5時まで）

7 入札及び開札の場所及び日時

- (1) 場所 宮崎県警察本部7階 703会議室
- (2) 日時 平成28年6月28日（火）午後1時30分
- (3) 提出方法 上記日時に持参により提出すること。送付その他の手段による提出は受け付けない。

8 入札保証金

宮崎県財務規則第100条の規定による。

- 9 入札の無効に関する事項
宮崎県財務規則第125条に規定する入札は、無効とする。
- 10 落札者の決定の方法
予定価格以内で最低価格の入札を行った者を落札者とする。
- 11 契約に関する事務を担当する部局
宮崎県警察本部警務部会計課用度係 宮崎市旭1丁目8番28号
郵便番号 880-8509 電話番号0985 (31) 0110
- 12 入札及び契約の手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨
- 13 その他
- (1) この競争入札による調達は、世界貿易機関（WTO）に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける。
- (2) 特定調達に係る苦情処理の関係において宮崎県政府調達苦情検討委員会が調達の停止等を要請する場合がある。この場合、調達手続の停止等があり得る。
- (3) その他この競争入札に関する詳細は、入札説明書による。
- 14 Summary
- (1) Nature and quantity of the product to be purchased: A rental contract of Traffic accident analysis system, 1 sets
- (2) Time limit for tender 5:00 p.m. 9 June, 2016
- (3) Contact point for the notice: Finance Division, Miyazaki Prefectural Police Headquarters, 1-8-28 Asahi, Miyazaki City, Miyazaki Pref. 880-8509 Japan. TEL: 0985-31-0110

公安委員会公告

宮崎県公安委員会公告第14号

警備業法（昭和47年法律第117号）第23条に規定する、警備員又は警備員になろうとする者を対象とする検定を、鹿児島県公安委員会と共同で、次のとおり実施する。

平成28年5月19日

宮崎県公安委員会委員長 山崎 殖 章

1 検定の種別、級及び検定実施日時

種 別	級	実 施 日 時
施設警備	2 級	平成28年8月18日（木）午前9時30分から午後5時頃までの間

※ 当日の受付は、午前8時30分から午前9時までの間に済ませること。

2 実施場所

宮崎県宮崎市清武町今泉丙2559番地1
宮崎県建設技術センター

3 定員

15人（鹿児島県公安委員会が受付する受検者を含むものとし、受付先着順とする。）

4 受検資格

宮崎県内に住所を有する者又は宮崎県内の営業所に属している警備員

5 検定申請手続

(1) 受付期間、時間

平成28年7月4日（月）から7月15日（金）まで（土曜日及び日曜日を除く。）の午前9時から午後5時まで

- (2) 検定申請書等提出先
受検者の住所地又はその属する営業所の所在地を管轄する警察署 (郵送による提出は認めない。)
- (3) 提出書類
ア 検定申請書 1 通
イ 住所地を疎明する書面 (宮崎県内に住所を有する者に限る。)
ウ 当該営業所に属していることを疎明する書面 (宮崎県外に住所を有し、宮崎県内の営業所に属する警備員に限る。)
エ 写真 2 枚 (申請前 6 月以内に撮影した縦 3.0センチメートル、横 2.4センチメートルの大きさの正面、無帽、上三分身像、無背景で、裏面に氏名及び撮影年月日を記載したもの)
オ 代理人が提出する場合は、申請者の委任状
- 6 手数料
検定申請書を提出する際、16,000円相当額の宮崎県収入証紙により納付すること。
納付された手数料については、受検辞退その他いかなる場合にも返還しない。
- 7 検定の方法等
学科試験及び実技試験により行う。
なお、学科試験を実技試験の前に行い、学科試験に合格しなかった者に対しては実技試験を行わない。
また、実技試験においても、試験途中に合格点に達しないことが明らかとなった場合は、その者に対する試験を中断し、以降の実技試験は行わない。
- (1) 学科試験の内容
ア 警備業務に関する基本的な事項
イ 法令に関すること。
ウ 警備業務対象施設における保安に関すること。
エ 警備業務対象施設の破壊等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。
- (2) 実技試験の内容
ア 警備業務対象施設における保安に関すること。
イ 警備業務対象施設の破壊等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。
- 8 その他
(1) 受検票は、当日検定会場で交付する。
(2) 受検に際しては、筆記用具、雨合羽等必要品を持参すること。
(3) この検定の実施に際して収集する個人情報、この検定に関する目的以外には使用しない。
(4) 本件に関する問合せは、宮崎県警察本部生活安全部生活環境課警備係 (代表電話0985-31-0110) に行うこと。

宮崎県公安委員会公告第15号

警備業法 (昭和47年法律第 117号) 第23条に規定する、警備員又は警備員になろうとする者を対象とする検定を、鹿児島県公安委員会と共同で、次のとおり実施する。

平成28年 5 月 19 日

宮崎県公安委員会委員長 山 崎 殖 章

1 検定の種別、級及び検定実施日時

種 別	級	実 施 日 時
施設警備	1 級	平成28年 8 月 19 日 (金) 午前 9 時から午後 5 時頃までの間

※ 当日の受付は、午前 8 時30分から午前 9 時までの間に済ませること。

- 2 実施場所
宮崎県宮崎市清武町今泉丙2559番地 1
宮崎県建設技術センター
- 3 定員
15人 (鹿児島県公安委員会が受付する受検者を含むものとし、受付先着順とする。)
- 4 受検資格
宮崎県内に住所を有する者又は宮崎県内の営業所に属している警備員で、次のいずれかに該当するもの
(1) 警備員等の検定等に関する規則 (平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「検定規則」という。) 第 8 条第1号に該当する者
(2) 検定規則第 8 条第 2 号に該当する者として、都道府県公安委員会から施設警備業務に係る 1 級検定受検資格認定書の交付を受けているもの
- 5 検定申請手続
(1) 受付期間、時間
平成28年 7 月 4 日 (月) から 7 月 15 日 (金) まで (土曜日及び日曜日を除く。) の午前 9 時から午後 5 時まで
(2) 検定申請書等提出先
申請者の住所地又はその属する営業所の所在地を管轄する警察署 (郵送による提出は認めない。)
- (3) 提出書類
ア 検定申請書 1 通
イ 住所地を疎明する書面 (宮崎県内に住所を有する者に限る。)
ウ 当該営業所に属していることを疎明する書面 (宮崎県外に住所を有し、宮崎県内の営業所に属する警備員に限る。)
エ 写真 2 枚 (申請前 6 月以内に撮影した縦 3.0センチメートル、横 2.4センチメートルの大きさの正面、無帽、上三分身像、無背景で、裏面に氏名及び撮影年月日を記載したもの)
オ 施設警備 2 級検定合格証明書の写し及び施設警備 2 級検定合格証明書の交付を受けた後、当該種別の警備業務に従事した期間が 1 年以上であることを証する書面 (検定規則第 8 条第 1 号に規定する者)
カ 1 級検定受験資格認定書 (検定規則第 8 条第 2 号に規定する者に限る。)
キ 代理人が提出する場合は、申請者の委任状
- 6 手数料
検定申請書を提出する際、16,000円相当額の宮崎県収入証紙により納付すること。
納付された手数料については、受検辞退その他いかなる場合にも返還しない。
- 7 検定の方法
学科試験及び実技試験により行う。
なお、学科試験を実技試験の前に行い、学科試験に合格しな

った者に対しては実技試験を行わない。

また、実技試験においても、試験途中に合格点に達しないことが明らかとなった場合は、その者に対する試験を中断し、以降の実技試験は行わない。

(1) 学科試験の内容

- ア 警備業務に関する基本的な事項
- イ 法令に関すること。
- ウ 警備業務対象施設における保安に関すること。
- エ 施設警備業務の管理に関すること。
- オ 警備業務対象施設の破壊等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。

(2) 実技試験の内容

- ア 警備業務対象施設における保安に関すること。
- イ 施設警備業務の管理に関すること。
- ウ 警備業務対象施設の破壊等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。

8 その他

- (1) 受検票は、当日検定会場で交付する。
- (2) 受検に際しては、筆記用具、室内用運動靴等を持参すること。
- (3) この検定の実施に際して収集する個人情報、この検定に関する目的以外には使用しない。
- (4) 本件に関する問合せは、宮崎県警察本部生活安全部生活環境課警備業係（代表電話0985-31-0110）に行うこと。

--	--